一人ひとりの「できる」を育みます

有期有目的入所のすすめ



有期有目的入所は一定期間、医療型障害児入所施設に入所し、機能訓練や相談、環境調整を行う障がい児の福祉サービスです。

障がいや発達の程度に合わせ、日常生活に関わる動作能力向上、リハビリなどを行うことで、豊かでより良い在宅生活と将来に向けての自立の準備や経験を積むことができます。

対 象 学齢期の肢体不自由児と重症心身障がい児
※18歳未満

期 間 1～3か月（例）

入所のメリット

◎食事、着替え、排せつ、入浴などの実践練習、環境調整
◎集中リハビリによる機能、動作能力の向上
◎金銭管理、外出、服薬管理など生活に必要な経験を積む
◎自分の気持ちを伝える経験





写真は一例です

時間	内容
7:00	起床
7:15	朝食・検温・体調確認
8:35	登校
12:00	昼食
13:00	登校または、リハビリ、余暇活動等
17:00	夕食
18:30	自由時間等
21:00	消灯

○居室＝個室と大部屋あり。
○食事＝ペースト・マッシュ・ソフト・一口大・基本食など状態に応じ対応
○面会＝14時～19時
○看護師・リハビリ・児童指導員など専門職がサポート

■**申し込み方法**■　当センターを受診し相談の上、児童相談所で手続き
■**利用料**■　世帯の課税状況により児童相談所で決定
■**外出・外泊**■　可能（届け出や医師の許可が必要です。）
■**学校通学**■　通学方法・授業の受け方等は学校と相談

✿**入所期間中は特別児童扶養手当・児童扶養手当・障害児福祉手当は支給停止となります。詳細はご相談ください。**
✿**入所2か月以上の場合、児童手当は退所日まで当センターでの通帳管理となります。**

お問い合わせ・窓口　鳥取県立総合療育センター地域療育連携支援室
電話番号　0859-38-2163　平日9時00分～17時00分